

## 宗教上などの理由により輸血を拒否する方へ

当院では、受診を目的に来院した方には、宗教を問わず当院の治療方針に基づき  
平等に診療致します。

当院の輸血治療に関しては相対的無輸血治療を方針に下記の通り行いますので、  
ご理解願います。

- 医師が、救命のため輸血が不可欠と判断した場合は、宗教を問わず輸血を行います。
- 「輸血謝絶兼免責証書」が提示されても、同書は絶対的無輸血治療の同意する  
書面のため、当院ではサインを致しません。

平成30年4月1日

院長 二宮 宣文